

特別報告の内容・研究者との連携方法（案）

厚生労働省 政策統括官
（統計・情報システム管理、労使関係担当）

特別報告の実施状況

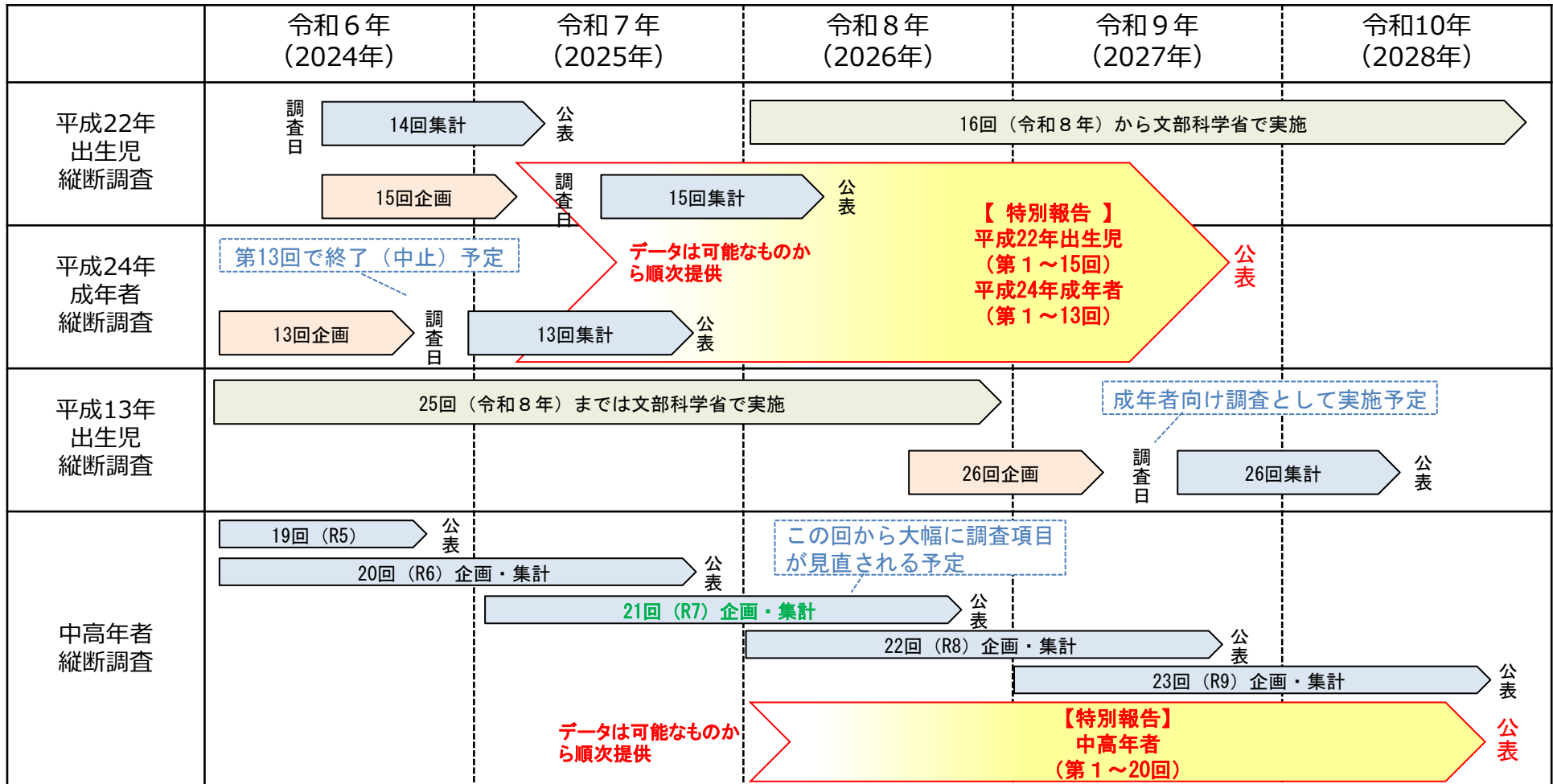
特別報告とは、長期間（10年程度）蓄積されたデータを基に、パネルデータの特徴を生かした行動変容を取りまとめたもの。

- 【課題】**
- ・一度も特別報告を作成していない「平成22年出生児」及び「平成24年成年者」について、特別報告を作成する必要があるが、どのような内容にすべきか。
 - ・「中高年者」について、前回の特別報告（第1回～第11回）から、10年を迎えようとしており、2回目の特別報告が必要ではないか。

公表日	調査名	概要（目次）	協力機関
平成21年3月 (2009年3月)	平成13年出生児 縦断調査 (第1回～第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生から5歳までの間の家族状況、母の就業状況の変化等を多面的に分析、編さん 1 家族の状況 2 子育ての意識 3 子どもの生活の状況 	—
平成25年3月 (2013年3月)	平成13年出生児 縦断調査 (第1回～第10回) 平成14年成年者 縦断調査 (第1回～第10回)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2000年代以降における若者を中心とした就業、結婚、出産における行動の変化や政策の効果についてまとめたもの 第1章 若者の雇用実態と結婚・出生に対する意欲 第2章 2000年代における結婚の要因 第3章 結婚から第1子出生の移行要因 第4章 第2子出生とワークライフバランス 第5章 希望子ども数の実現要因 参考 政策効果検証への試み：両立支援施策の政策効果 	社会保障・人口 問題研究所 等
平成29年3月 (2017年3月)	平成13年出生児 縦断調査 (第1回～第13回)	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象児及びその保護者を取り巻く環境が、子どもの成長や健康、将来に対する意識等に与えた影響についてまとめたもの 1 幼児期の歯磨き習慣、食生活習慣等とその後のう歯との関係 2 乳児期の受動喫煙の有無と成長の関係：親の喫煙状況別にみた子どもの過体重・肥満率 3 子どもの生活環境、健康状態が保護者の育児負担感に与える影響 4 結婚・最初の子どもを持つことを希望する時期に対する中学1年生の意識 	医薬基盤・健康・ 栄養研究所
平成30年3月 (2018年3月)	中高年者 縦断調査 (第1回～第11回)	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者を取り巻く環境が10年の間に中高年者の就業や健康等に与えた影響についてまとめたもの 第1章 中高年者の就業継続と介護 第2章 高齢者の就業行動が健康意識の推移に与える影響 第3章 高齢者の公的年金受給額及び配偶関係別就業確率の観察 第4章 住宅と中高年期の労働供給 参考 「団塊の世代」に焦点を当てた60代における就業の変遷—「団塊の世代」の段階的引退過程— 	労働政策研究・ 研修機構 等

今後の方向性・スケジュール案

- ・平成25年3月に公表された前回の特別報告（平成13年出生児、平成14年成年者）と同様、令和9年に「平成22年出生児」（第1～15回）「平成24年成年者」（第1～13回）に関する特別報告を実施してはどうか。
- ・令和10年に「中高年者」（第1回～第20回）に関する特別報告を実施してはどうか。



今後の方針案

特別報告の取りまとめに当たっては、以下の方針で進めてはどうか。

○方針案

事項	方針案
テーマ	<ul style="list-style-type: none">・特別報告のテーマについては事前に限定せず、協力機関の裁量により分析を進め、厚生労働省と調整しつつ、その中から特別報告のテーマを選択するものとする。・なお、前回の特別報告のテーマを踏まえ、一部のテーマを踏襲した上で世代間比較を行うことを考慮する。
体制	<ul style="list-style-type: none">・協力機関には、前回からの分析の継続性を踏まえ協力を依頼する。・協力機関に対して厚生労働省から業務協力依頼を行う。・協力者の選定は協力機関に委任するものであり、協力機関の判断により外部の有識者を参加させることを可能とする。
データ提供	<ul style="list-style-type: none">・厚生労働省において統計法第32条に基づく二次利用申請を行い、協力機関に対してデータ提供を行う。・データ提供は、作業に早く着手できるよう提供可能なものから順次提供する。
報告書案	<ul style="list-style-type: none">・最終的な特別報告の取りまとめに当たっては専門的な分析結果だけでなく、一般読者の理解が深められるよう「結果の要約」についても併せて作成することとする。・特別報告書には、「調査の概要」や専門的な「分析結果」だけでなく、「沿革」や基礎的な公表数値も掲載することとし、報告書全体として一般読者向けに調査への理解が深められるよう努める。・また、協力機関からの意見を踏まえ、厚生労働省として「展望と課題」を取りまとめることとする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・特別報告のテーマに選定されなかった分析については、別途、統計法第33条に基づく二次的利用申請を行うことにより協力者個人の分析として発表することを可能とする。